

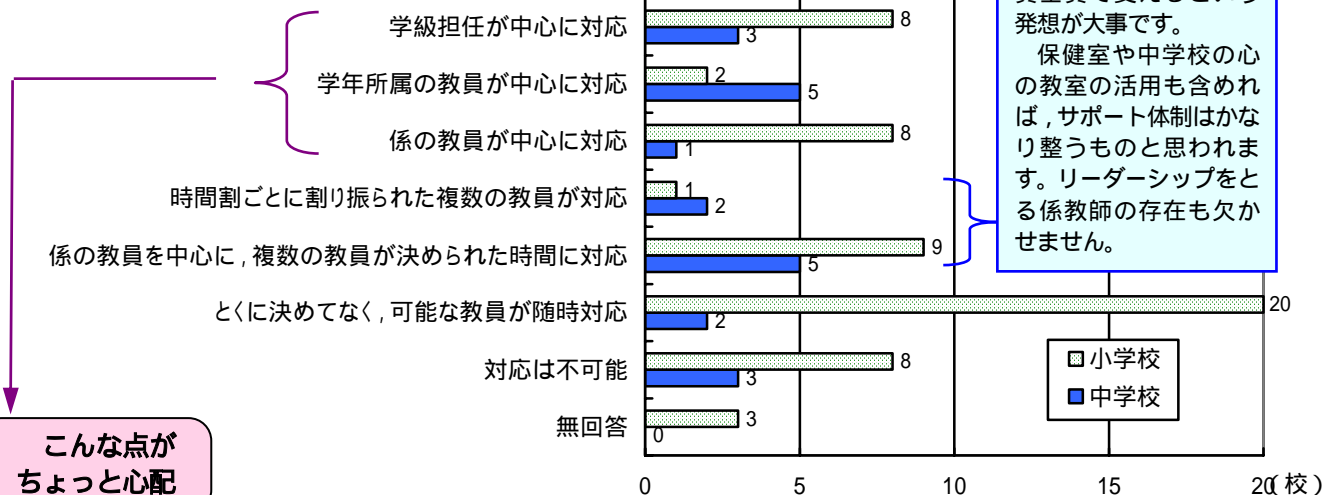
別室登校の対応には、全職員の理解と協力が不可欠

平成17年度「本市 別室登校に関する調査」結果報告(2)

空き教室または相談室での対応者

相談室は、心の教室相談員・スクールカウンセラーがいる相談室を除く。

学年・学級にとらわれず、この学校の子は、職員全員で支えるという発想が大事です。
保健室や中学校の心の教室の活用も含めれば、サポート体制はかなり整うものと思われます。リーダーシップをとる係教師の存在も欠かせません。



こんな点がちょっと心配

学級担任中心の対応では

担任ひとりへの負担過重、担任による対応の違い、対応が適切さを欠いた場合の気づきの遅れ、授業時間中に対応できないことなどが心配な点です。

学年の教師中心の対応では

当該の学年教師への負担過重、抱え込み体質の学年で対応に不適切な面があった場合に気づきにくい、学年による対応の違いが著しい場合に相互に批判的になりやすいことなどが心配な点です。

係の教師が中心の対応では

係教師が学級担任でもある場合や、自身の授業時数が多い場合、学級担任が任せきりの場合、対応が他の教師に理解されない場合の負担過重、心理的苦痛などが心配な点です。

別室の利用者の決定方法

一定の基準に従って、委員会・部会等で検討し決定

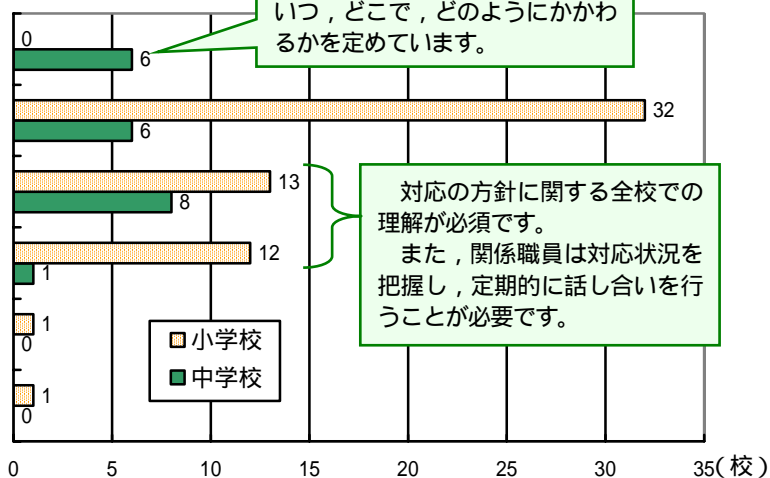
明確な基準はないが、委員会・部会等で検討し決定

学年で検討の上、各室の担当者との間で決定

学級担任と各室の担当者との間で決定

別紙の利用は認めていない

無回答



子どものタイプにより、だれが、いつ、どこで、どのようにかわるかを定めています。

対応の方針に関する全校での理解が必須です。
また、関係職員は対応状況を把握し、定期的に話し合いを行う必要があります。

ちょっと
気をつけて！

適応支援教室「とらいあんぐる」や「まちかどの学校」への通級は、不登校状態にある子が対象です。別室登校ができる子の場合、校内での対応が基本となります。学校内に居場所が確保できないことを理由に適応支援教室を勧めることのないようにお願いします。

教室には入れない、でも学校には行きたい そうした子どもたちを、温かく受け止め、しっかりと支えていける学校全体のシステムづくりを、各学校でぜひ進めてください。